

地域密着型サービス第三者評価機関認証要件

地域密着型サービス第三者評価機関認証要綱	地域密着型サービス第三者評価機関認証実施要領
(目的) 第1条 兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する地域密着型サービス第三者評価事業に関し、地域密着型サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、地域密着型サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、評価の普及・定着に資することを目的とする。 (評価調査者) 第1条の2 この要綱において「評価調査者」とは、評価を行うのに必要な資格や経験を有し、次のいずれかに該当する者であって、委員会が公表する名簿に登載されている者をいう。 (1) 委員会又は委員会が指定する法人が実施する評価調査者養成研修を修了している者。 (2) 他の都道府県又は当該都道府県が指定等する法人等が実施する評価調査者養成研修を修了した上で、委員会又は委員会が指定する法人が実施する追加・フォローアップ研修を修了している者。 (3) 前2号における委員会が指定する法人の指定の要件及び手続については、別に定める。	(地域密着型サービス第三者評価) 第1条 地域密着型サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する「地域密着型サービス第三者評価」とは、兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が定める評価項目により実施する、認知症対応型共同生活介護（介護予防事業を含む。）の事業所（以下「サービス事業所」という。）の評価をいう。 (評価調査者) 第1条の2 要綱第1条の2に規定する「必要な資格や経験」を有した者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。 (1) 高齢者・障害者の福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者 (2) 高齢者・障害者の福祉・医療・保健分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者 (3) その他、上記と同等の能力を有していると委員会が認める者

(認証基準) 第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。 (1) 法人格を有すること。 (2) 介護保険サービスを自ら提供していないこと、又は介護保険サービスを提供する法人の経営コンサルタントを行う等経営面に関与していないこと。 (3) 認知症対応型共同生活介護（介護予防事業を含む。）の事業所（以下「サービス事業所」という。）又はサービス事業所の従業者が、当該団体の会員等のうち半数を超えている場合には、会員等になっているサービス事業所の評価は実施しないこと。 (4) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業所の評価を行わないこと。	(法人格) 第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は問わない。 (介護保険サービス) 第3条 要綱第2条第2号に規定する「介護保険サービス」とは、次に掲げるサービスをいう。 (1) 社会福祉法第2条第2項第3号及び同法第2条第3項第4号に規定されるサービス (2) 介護保険法で規定される居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス (3) 県又は市町が委託している、又は認証、届出、補助などで関与している介護保険に関するサービス（ただし、介護保険に関する連絡、助成、相談等のみを行う事業は除く。） (代表者等が関係するサービス事業所) 第4条 要綱第2条第4号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業所」とは、次に掲げるサービス事業所をいう。なお、下記の「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は 常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。 (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属する又は以前所属していた
--	--

(5) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。	法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属するサービス事業所（当該親族が、当該サービス事業所の長である場合には、当該サービス事業所を経営する法人が経営する他のサービス事業所を含む。） （当該評価機関を主たる所属とする評価調査者） 第5条 要綱第2条第5号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする評価調査者」とは、当該評価機関が評価調査者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価調査者をいう。 （所属） 第6条 要綱第2条第5号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。 2 評価調査者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。 3 1人の評価調査者について、主たる所属評価機関は1カ所とする。 第7条及び第8条 削除
---	--

(6) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、サービス事業所の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。 (7) 所属する評価調査者に、評価調査者自らが関係するサービス事業所の評価を行わせないこと。	(評価調査者自らが関係するサービス事業所) 第9条 要綱第2条第7号に規定する「評価調査者自らが関係するサービス事業所」とは、次に掲げるサービス事業所をいう。なお、下記の「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。 (1) 評価調査者が現在所属する又は以前所属していた法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属するサービス事業所（当該親族が、当該サービス事業所の長である場合には、当該サービス事業所を経営する法人が経営する他のサービス事業所を含む。）
---	--

(8) 所属する評価調査者に、年1回以上研修を受けさせること。 (9) 1件の評価は2人以上の評価調査者が一貫して実施し、評価結果は、当該評価調査者を含む3人以上の合議により決定すること。 (10) 認知症介護に関する学識経験者、サービス事業所、認知症高齢者の家族の代表者等からなる外部の委員で構成する第三者性を有した評価審査委員会を設置していること。 なお、評価審査委員会は、少なくとも年1回定期的に開催し、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るとともに、必要に応じて評価結果の決定に当たり審査を行うこと。 (11) 評価機関の評価審査委員会委員が関係するサービス事業所の評価を行わないこと。	(評価審査委員会の開催) 第10条 要綱第2条第10号に規定する「必要に応じて」とは、評価結果に異議のあるサービス事業所からの意見に対して、専門的な観点から審査を行う必要がある場合をいう。 (評価審査委員会委員が関係するサービス事業所) 第11条 要綱第2条第11号に規定する「評価審査委員会委員が関係するサービス事業所」とは、次に掲げるサービス事業所をいう。 なお、下記の「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。 (1) 評価審査委員会委員が現在所属する又は以前所属していた法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (2) 評価審査委員会委員の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営する、又は利用者であるすべてのサービス事業所 (3) 評価審査委員会委員の4親等以内の親族が、現在所属するサービス事業所（当該親族が、当該サービス事業所の長である場合には、当該サービス事業所を経営する法人が経営する他のサービス事業所を含む。）
---	---

(12) 当該評価機関は、委員会が定める評価手法、評価基準等を用いて評価を行い、その結果を公表すること。 また、評価を実施した評価調査者、評価結果等について、委員会の定める様式を用いて報告すること。 なお、結果の公表に当たっては独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」を用いて行うこと。 (13) 次の規程等を整備して公開すること。 ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の氏名、経歴、研修受講歴を含む） イ 評価審査委員会の設置要綱及び委員名簿 ウ 評価事業の実績一覧 エ 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程 オ 地域密着型サービス第三者評価業務実施要領 カ 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む） キ 料金表 ク 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置 ケ サービス事業所との間で締結する契約書様式 (14) 委員会の定めた事項について、「現況報告書」により委員会へ報告すること。 (15) 認証の有効期間内に評価実績がなかった者にあつては、当該期間が終了した日から３年を経過していること。 (16) 認証を取り消された者にあつては、当該取消しの日から３年を経過し	（評価を実施した評価調査者、評価結果等） 第 12 条 要綱第 2 条第 12 号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価調査者名、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提になる事実や結果の理由を示した書類をいう。 （開示） 第 13 条 要綱第 2 条第 13 号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。 （現況報告書） 第 14 条 要綱第 2 条第 14 号に規定する「現況報告書」とは、委員会に対し、委員会の定めた内容を年 1 回報告する書類をいう。
---	---

ていること。 (認証の申請) 第3条 認証の申請及び第6条第2項に規定する認証の更新は、「申請書」に必要な書類を添付して行う。 (認証) 第4条 認証は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とし、委員会は、評価機関の認証について調査審議し、可否を決定する。 (認証の通知) 第5条 委員会は、評価機関を認証したときは、「地域密着型サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。 2 委員会は、評価機関を認証しないときは、「地域密着型サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。 (認証の有効期間) 第6条 認証の有効期間は原則3年間とし、認証の有効期間の満了日は、委員会が定める最終年度の3月31日とする。 2 認証は更新することができる。 (変更の届出) 第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類のうち、別に定める内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「認証・更新時申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。	(申請に必要な書類) 第15条 要綱第3条に規定する「申請書に必要な書類」とは、要綱第2条第13号に規定する事項のうち、ウを除くものをいう。 (変更の届出が必要な事項) 第16条 要綱第7条に規定する「申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類のうち、別に定める内容」とは、以下のものをいう。 (1) 法人（評価機関）の名称 (2) 代表者氏名 (3) 法人（評価機関）の所在地 (4) 所属する評価調査者名簿
--	--

(認証の辞退) 第8条 評価機関は「認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。 (認証の取消) 第9条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めたときは認証取消の決定をする。 (1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合 (2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合 2 委員会は、評価機関の認証を取り消したときは、「地域密着型サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。 (異議申立) 第10条 第5条第2項及び第9条第1項による処分に対し不服がある場合は、処分の相手方は通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面により異議を申し立てることができる。 2 委員会は前項の規定による異議申立書を受理した場合は、再度調査審議し、結果を通知しなければならない。 (その他) 第11条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。	(5) 評価審査委員会の設置要綱及び委員名簿 (6) 会員等状況届出書 (認証の取消) 第17条 要綱第9条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。 (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること (3) 守秘義務に反すること (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること (5) 評価契約を破る行為を行うこと (6) 法令に違反する行為を行うこと (7) 上記各号と同等と委員会が認めること (その他) 第18条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。
--	---

附 則 本要綱は平成 17 年 2 月 8 日から施行する。 附 則 1 本要綱は平成 19 年 3 月 27 日から施行する。 2 前項に規定する施行の日において現に存する認知症高齢者グループホーム第三者評価機関については、本要綱第 4 条の規定により認証された評価機関であるものとみなす。 附 則 本要綱は平成 19 年 8 月 21 日から施行する。 附 則 本要綱は令和元年 8 月 1 日から施行する。 附 則 本要綱は令和 6 年 1 月 12 日から施行する。 附 則 本要綱は令和 8 年 7 月 6 日から施行する。	附 則 本要領は平成 17 年 2 月 8 日から施行する。 附 則 本要領は平成 19 年 3 月 27 日から施行する。 附 則 本要領は平成 19 年 8 月 21 日から施行する。 附 則 本要領は令和元年 8 月 1 日から施行する。 附 則 本要領は令和 6 年 1 月 12 日から施行する。 附 則 本要領は令和 8 年 7 月 6 日から施行する。
---	---